

議提第 1 号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

会議規則第 14 条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 22 日 提出

提出者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	小久保 博 雅章
賛成者	北本市議会議員	斉 藤 章
賛成者	北本市議会議員	永 井 司
賛成者	北本市議会議員	青 野 康 子
賛成者	北本市議会議員	高 橋 誠
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	大 嶋 達 巳
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	保 角 美 代
賛成者	北本市議会議員	諏 訪 幸 男
賛成者	北本市議会議員	岡 村 有 正
賛成者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵子
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子
賛成者	北本市議会議員	島 野 和 夫
賛成者	北本市議会議員	現王園 孝 昭

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として北本市職員の旅費に関する条例（昭和27年条例第4号）の適用を受ける職員に支給する旅費の額に相当する額により旅費を支給する。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に招集に応じ、又は出席したものに係る費用弁償については、なお従前の例による。